

第 1 6 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和元年 1 0 月 0 1 日（火）

せたな町農業委員会

第 1 6 回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和元年10月01日(火) 午前9時00分 から 9時25分

2. 開催場所 せたな町役場2階 第1会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	大	口	賢	一
委員	1番	阿	部	紹	子
	2番	横	道	重	人
	3番	森		正	勝
	4番	水	野	幸	雄
	5番	大	羽	孝	志
	6番	小	島	敏	人
	7番	玉	木	久	志
	8番	酒	井	誠	一
	9番	日	置	和	彦
	10番	本	井		治
	11番	多	田	里	佐
	12番	松	崎		豊
	13番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
- 第4 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 第5 議案第3号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第16回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さんどうも大変ご苦労様でございました。

今月は稲刈りも終盤にさしかかっているといったわけで、大変皆さん方お忙しいかと思えます。

本日の新聞で、北海道農政事務所による9月15日現在の作況指数が出ておりました。北海道はやや良ということで、檜山におかれましては作況指数102、全道でも高い所では、やはり米の産地の上川、空知近辺は105という豊作傾向。全国的に見ますと、米の産地の北海道、東北6県、甲信越、新潟近辺も大変作柄が良いというふうに新聞に出ているところでございます。

9月15日現在の作況指数でございますので、作況指数はこれからも変わってくると思っております。

自分が稲刈りをした感じでは、若干やや良というよりは平年並みくらいになるのかなという感覚でいます。そういったなかで作況指数も変わってくるのかなと思ってございます。

会長

また先日は畜産のほうでも、9月6日に音更町で肉牛の全道共進会、また28、29日に安平町で乳牛の全道共進会が開催されました。

当農業委員さんのなかで、肉牛の部門におかれましては、■■■■さんの牛、乳牛の部門におかれましては、■■■■さんの牛が全道に出展されました。惜しくもグランドチャンピオンにもうちちょっとというところで届かなかったわけでございますけども、これもまた励みに一層頑張っていってもらいたいと思えます。

会長

本日の総会は議案第3号までございます。皆さん方には慎重審議の程よろしく願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきたいと思えます。

事務局長

ありがとうございます。

只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思えます。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、2 番横道委員、3 番森委員を指名いたします。

この指名は、第 16 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日間と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和元年 10 月 1 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 28 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[] さん。所在につきましては []、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[] の計 17 筆、内田んぼが 12 筆 [] m²、畑が 5 筆 [] m²、面積が合わせまして [] m²、解約理由につきましては、この農地を売買するためとなっております。

事務局

こちらにつきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和元年 10 月 1 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 2 ページをご覧ください。

番号 116 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、
、
、
、
、
までの計 10 筆、地目は全て田んぼ、面積が
㎡、利用目的は水田、こちらの賃貸借につきましては、2019 年 10 月 1 日から 2024 年 7 月 29 日までの 5 年間でございます。

こちら農地保有合理化事業でございまして、貸付料として 円、諸経費として 円、賃貸価格として 円、前の所有者は、
さんでございます。

また、
までの 6 筆が さんの土地で、
までの 4 筆が さんの所有地でございました。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。

番号 117 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、

事務局

■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■までの計 14 筆、地目は全て田んぼ、面積が■■■■■■■■■■ m²、利用目的は転作田、こちらの賃貸借につきましては、2019 年 10 月 1 日から 2024 年 7 月 29 日までの 5 年間でございます。

こちらにつきましても農地保有合理化事業でございまして、貸付料として
 〇〇〇〇 円、諸経費として 〇〇〇〇 円、賃貸価格として 〇〇〇〇 円、前の所
 有者は 〇〇〇〇 さんでございます。

事務局

資料 4 ページをご覧ください。

番号 118 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 9 筆、地目は全て畑、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらの賃貸借につきましては、2019 年 10 月 1 日から 2029 年 9 月 30 日までの 10 年間、単価が分かれてございまして [REDACTED] と [REDACTED] が [REDACTED] 円、残りが [REDACTED] 円でございまして賃貸価格が [REDACTED] 円、こちら継続の賃貸借でございますが前回の契約から面積が一部変更となります。

平成 24 年に町が土地の一部を買収いたしまして用悪水路になってございます。買収により面積が変更になった土地につきましては [] が [] m² から [] m²、[] が [] m² から [] m²、[] が [] m² から [] m²でございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 土地現況証明願について】

議長 「日程第 5 議案第 3 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和元年 10 月 1 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 5 ページをご覧ください。

番号 13 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は[REDACTED]、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては農地採草放牧地以外となっております。願出理由は地目変更のためとなっております。所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

事務局 番号 14 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は[REDACTED]、現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては農地採草放牧地以外となっております。願出理由は地目変更のためとなっております。所有者は [REDACTED]、[REDACTED] さん、願出者は [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

事務局 以上につきましては、2019 年 9 月 6 日に [REDACTED] 代理、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員に現地を目視で確認していただきまして農地以外であることを確認いただいております。

事務局 また資料の 7 ページに、番号 14 番の申請地の部分を示した資料がございます。[REDACTED] の面積につきましては [REDACTED] m²でございまして、その内、申請面積の [REDACTED] m²につきましては、スノーモービルの保管倉庫設置のための申請となっております。以上でございます。

議長 はい、説明が終わりました。

瀬棚区西大里の現況証明ですが、この件に関しましては農地委員会の、農地パトロールでも一度現地確認をしておりますが、今回また現地確認をするということはなぜそういう状態になったのか、またメンバーも変わっておりますので、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

事務局 ご説明いたします。

最初に農地パトロールで現場に行きましたが、その月に [REDACTED] さんと [REDACTED] さんの話しで、申請地が窪地なんです。窪地のとこ

ろを盛り土する、しないの話を食い違いで一旦申請を取りやめた経緯がございますが、今回改めて申請がございました。

議長 小池係長、申し訳無いのですが農地委員会の農地パトロールのときには1筆■■■■■を分筆してもらったほうが良いのではないかという話し合いで現地確認を終えたところでございます。そこも含めて説明をお願いいたします。

事務局長 はい。

議長 はい、事務局長。

事務局長 本来は分筆するのが分かりが良いのですが、分筆することによって将来売買がやりやすくなりますが、この土地を買う気は無いということで■■■■■さんのほうでは考えておりまして、北海道農業会議に必ず分筆しなければならないかと伺ったら、必ずしも分筆する必要は無いですと言われましたので、今回は分筆せずに大きな1筆の中の一部を証明していただく申請で受けております。

議長 はい。以上で説明はよろしいですか。

事務局 はい。

議長 農地委員長さんにおかれましては、農地パトロールのときに分筆ということで現地確認をしましたが、ただ今事務局長から説明があったとおり、分筆しなくても良いということで、本日の現況証明願ということで議案を提出させていただきましたのでご理解の程よろしく願いいたします。議案第3号について質疑ございませんか。

議長 はい。■■■■■委員さん。

4番 ■■■■■の面積全体の面積はどれくらいですか。

事務局 全体の面積につきましては■■■■■㎡でございます。

4番 その内の■■■■■㎡を地目変更するということで良いですか。

事務局 そうです。

4番 分筆はしないと。

事務局 しないです。

4 番 どこからどこなのか分かりづらいですね。

議長 その部分については航空写真で示してますので。

4 番 わかりました。
 例えば登記変更の手続きをするときに図面を付けなければいけない。

事務局長 これだけで地目変更はできません。一部ですから。

4 番 登記手続きをするときには、きちんとした分筆した図面を提出しないと登記は受け付けないと。それを承知であえて許可するんですか。

事務局長 今回は地目変更登記の目的ではないんです。あくまでもその一部を貸して欲しいということで■■■■■■■■■■さんの会社でも調べてきていて、振興局のほうから農業委員会で一部の非農地証明をいただけるようであれば可能となりますということで確認を取られて申請があがってきています。地目変更はこれをもってできないです。

議長 一応借りるというかたちでやるということですね。

4 番 どうすみわけするのか

事務局長 一時転用というかたちになるかなと思います。永久転用ではなくて一時転用ということで、うちの非農地証明が必要ということで来られてました。

4 番 将来的には売買するために。

事務局長 売買する気は無いと伺っております。

議長 ■■■■委員さんよろしいですか。

4 番 はい。

議長 はい、■■■■委員さん。

8 番 現地を見たときに局長が言ったように、売買の地目変更では無いということを聞いたものだから、私もどうやってやるんだと聞いたら、そうしないでやると聞いたので、理解して説明したとおりのことを受けたんですが、問題は面積をどうやって出すのか。
 場所は分かりますよ。ここに表示した面積をどうやって出すのか、ひとつ。誰が出すのかというのが心配なので。

賃貸するだけということであればお互いに認め合えば済む話なのでしょう。

事務局長 一応資料には付いておりませんが、[REDACTED]さんから測量をした図面をいただいております。それが根拠になると思います。

議長 はい、[REDACTED]委員さんよろしいでしょうか。

8 番 はい。

議長 はい、その他質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長 以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第16回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。
大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 1 年 10 月 30 日

会議録署名委員

2 番 横道重人

3 番 森 正勝

議長 原 田 嘉博